

## 厚木市落書きをさせないまちづくり行動指針

### 1 目的

この行動指針は、環境美化を推進し、美しい環境のまちづくりの実現を目的とする厚木市みんなで守る美しい環境のまちづくり条例（以下「条例」といいます。）に基づき、落書きのない快適で安心安全な生活環境の保全を図るため、市、市民それぞれの役割を定め、落書きをさせないまちづくりを推進することを目的とします。

### 2 趣旨

この行動指針は、市、市民それぞれの役割における取組目標を定めるものです。

### 3 定義

(1)「市民」とは、厚木市自治基本条例第3条に規定する市民をいい、次に掲げるものとします。

- ア 厚木市内に居住する者
- イ 厚木市内に通学し、又は通勤する者
- ウ 厚木市内において活動を行う個人及び法人その他の団体
- エ 厚木市に対し納税の義務を負う者

(2)「施設管理者」とは、直接、間接を問わず厚木市内の施設を管理する者をいいます。

### 4 目標・基本施策及びその具体的取組

#### 【目標Ⅰ】 落書きをさせない環境づくり

〔基本理念〕 条例による落書き禁止規定の実効性を確保するため、行政と地域社会全体が落書き行為の撲滅を目指します。

#### 【基本施策1】 厚木市内の落書き情報の収集と活用の取組

実施主体	具体的取組
市	<ul style="list-style-type: none"><li>① 厚木市内の落書き被害情報の収集を行い、市民や事業者等へ迅速に通報する仕組みを構築します。</li><li>② 落書きに対する社会の監視の目を育てるため、市ホームページ等で落書き被害に対する取組状況を発信します。</li><li>③ 職員が落書きを発見した場合、速やかに落書き防止対策主管課に連絡する体制を整えます。また、落書きの発見・通報について、市施設管理者、環境保全指導員、自治会の環境美化部長、ボランティア団体等との連携・協力体制を構築します。</li><li>④ 早期発見・早期通報・早期消去・監視体制の落書き被害対</li></ul>

	<p>応マニュアルを作成するとともに、体制づくりを目指します。 また、職員の落書き被害に対する意識の向上を図ります。</p>
市民	<p>⑤ 落書き被害に対する意識の向上を図ります。 ⑥ 落書き被害にあった箇所及び発見日時等の情報の通報など、早期発見、早期通報、早期消去の体制づくりに協力します。 ⑦ 環境保全指導員、自治会の環境美化部長は、落書き被害の発見・通報に努めます。</p>

【基本施策2】 施設管理者の取組

実施主体	具体的取組
市	<p>① 落書き防止パトロールを市民や事業者等との協働により実施します。また、落書き多発地区では、警察と連携したパトロール強化や、再発防止のための落書き禁止看板の有効活用を行います。</p> <p>② 市の建築物・工作物等の新設に当たっては、落書き被害防止対策を考慮した構造や素材を使用するよう努めます。</p> <p>③ 事業者等に落書きされにくい素材等についての情報を提供していきます。</p>
市民	<p>④ 建築物・工作物等の新設に当たっては、落書き被害防止対策を考慮した構造や素材を使用するよう努めます。</p>

【基本施策3】 広報・啓発の充実

実施主体	具体的取組
市	<p>① 落書き被害対応マニュアルを関係機関に配布します。</p> <p>② 落書きをさせないまちづくり行動指針を市民や事業者等に周知します。</p> <p>③ 落書き防止の広報・啓発のため、広報あつぎ、ホームページ等を積極的に活用します。</p> <p>④ 公用車等に落書き防止啓発用ステッカー等を貼付するなど啓発に努めます。</p> <p>⑤ 市内の小・中学生を始め、あらゆる世代に対し落書き防止についての出前講座を実施します。</p>
市民	<p>⑥ 事業所等内において、落書き被害対応マニュアルを配布し、従業員や職員に対する落書き被害防止に関する啓発を推進します。</p>



【目標Ⅱ】 落書きをされたらすぐに消す体制づくり

〔基本理念〕 落書きの放置は犯罪を助長する一因であるため、早期消去を推進します。

【基本施策1】 施設管理者の取組

実施主体	具体的取組
市	<p>① 警察の捜査等に協力しながら、市施設への落書きを迅速に消去するとともに、市民や事業者等に対し、落書きの迅速な消去活動を促します(条例第11条)。さらに、後日消去されたことの確認を行い、通報者には消去されたことを連絡します。</p> <p>② 落書き被害者の落書き消去に対応するための支援を実施します。</p>
市民	<p>③ 自己所有(管理)の建築物・工作物等への落書きの発見に努め、発見したときや通報を受けたときには、警察の捜査等に協力しながら、速やかな消去に努めます。</p>

【基本施策2】 市と関係機関、地域社会・ボランティア団体等との連携体制の構築

実施主体	具体的取組
市	<p>① 市民や事業者等と情報の共有化を図り、落書きに対する関心を高め、迅速に対応します。</p> <p>② 市民や事業者等との連絡調整の場を持ちます。</p> <p>③ 市施設管理者は、落書き被害について警察への被害届の提出、告訴を行い、落書き被害の防止につなげていきます。</p> <p>④ 地域の状況に応じた取組を呼びかけます。</p> <p>⑤ 落書き多発地区の見回りボランティアを募集します。</p>
市民	<p>⑥ 落書き被害について警察への被害届の提出、告訴を行うよう努めます。</p> <p>⑦ 地域における落書き消去活動に参加するよう努めます。</p> <p>⑧ 要請に基づき市主催の連絡調整の場に参加します。</p>

## 参 考

### 厚木市みんなで守る美しい環境のまちづくり条例の関係条文（抜粋）

#### （定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(5)、(7) 略

(6) 落書き 公共の場所等に、塗料若しくは墨等により、みだりに文字、図形若しくは絵柄を書くこと、又は書かれた文字、図形若しくは絵柄をいう。

(8) 公共の場所等 道路、広場、公園、河川その他公共の用に供する場所及び他人が所有し、占用し、又は管理する土地又は建築物その他の工作物をいう。

#### （落書きの禁止）

第 10 条 何人も、落書きをしてはならない。

#### （落書きの消去）

第 11 条 市長は、落書きが放置され、著しく周辺的美観を損なう状態にあると認めるときは、公共の場所等の所有者、管理者又は占有者に対し、当該落書きを消去するよう要請することができる。

#### （罰則）

第 23 条 次の各号のいずれかに該当する者は、5 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 10 条の規定に違反した者

(2) 略

#### （両罰規定）

第 25 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前 2 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。